

# マイクロソルダリング技術要員 上級オペレータ資格 改正のご案内 (2024年度より導入)

一般社団法人 日本溶接協会の団体規格である WES 8109『マイクロソルダリング技術要員認証基準』を2024年04月付にて改正し、上級オペレータ資格については、下記の箇条1～4に記載した内容の変更が加えられます。当該改正は2024年度からの導入を予定しておりますので、当該資格を既に保有されている方、これから新規受験をご検討頂いている方は、ご確認下さいますようお願い致します（マイクロソルダリング技術要員 他資格の改正については、当制度ホームページにてご確認願います）。

## 1. 資格等について

【改正内容】オペレータ資格との資格統合を図り、資格名称が「マニュアルソルダリングオペレータ」となります。「任務及び責任」と「知識および職務能力」では、記載順序を知識の後に職務能力について規定すると共に、表現の一部に変更を加えました\*。要員認証された際に、認められる知識や職務能力については、現制度と新制度で変更はございません。

### 《現制度：2023年度まで》

資格名称(略称)	上級オペレータ(AOPR)
任務及び責任	作業基準に従ったマイクロソルダリング技術における自動機及びマニュアルソルダリングの作業など
知識および職務能力	自動機及びマニュアルソルダリング作業を行いうる基礎的な知識と十分な実務経験
活用職種	教育担当、実装機のパレータ、鉛フリーはんだを用いたソルダリング作業、品質管理

### 《新制度：2024年度以降》

資格名称(略称)	マニュアルソルダリングオペレータ(MOPR)
任務及び責任	作業基準に従ったマイクロソルダリングにおけるマニュアルソルダリングの作業など
知識および職務能力	マイクロソルダリング技術に関する基礎的知識及びマニュアルソルダリング作業に関する職務能力
活用職種	教育担当、実装機のパレータ、鉛フリーはんだを用いたソルダリング作業、品質管理

\* 「上級オペレータ」では、学科試験で「自動機」についての基礎的な知識の確認を行っており、管理者の指示の下、作業基準に従った自動機での単純作業を想定し、任務及び責任並びに知識及び職務能力に自動機での作業についても範囲に含まれるものとして規定してまいりました。現在までに、実装機器の多様化、工程管理の内容の複雑化が進んだため、今回の改正で「マニュアルソルダリングオペレータ」に統合する際には、当時に自動機での単純作業以上の能力が認められたものと誤認されるおそれがあるため、自動機は範囲に含めないものとしました。ただし、自動機での単純作業を行う上での基礎的な知識の確認は、引き続き試験範囲としております

## 2. 受験条件及び評価試験等について

【改正内容】受験条件の一部表現及び経験年数の規定が変更となります。また、評価試験の名称変更（試験内容及び試験形式に変更はありません）、一部評価試験の受験料が改定されます。なお、本改正は2024年04月実施分の評価試験から適用がされます。

### 《現制度：2023年度まで》

受験条件	・満18才以上で経験6か月以上
評価試験 (対応テキスト)	・基礎学科試験：選択式(記号選択、○×選択) (マイクロソルダリングの基礎 第2版) ・上級実技試験：マニュアルソルダリングの実技に係る試験 (マニュアルソルダリングの基礎 初版)
受験料	・基礎学科試験：5,000円(税抜) ・上級実技試験[1種目]：12,000円(税抜)

### 《新制度：2024年度以降》

受験条件	・満18歳以上で職務経験3か月以上
評価試験 (対応テキスト)	・初級学科試験：選択式(記号選択、○×選択) (マイクロソルダリングの基礎 第2版) ・実技試験：マニュアルソルダリングの実技に係る試験 (マニュアルソルダリングの基礎 初版)
受験料	・初級学科試験：5,000円(税抜) ・実技試験[1種目]：14,000円(税抜)

### 3. 登録申請、サーベイランス（継続）、再認証審査（更新）等について

【改正内容】 適格性証明書（資格証）の有効期間や登録期間等への変更はありません。新規、サーベイランス及び再認証時の各種料金が改定されます。なお、本改正は2024年04月実施分の評価試験（再認証審査含む）から適用がされますので、新しく発行される適格性証明書（資格証）の有効期間開始が2024年07月01日付となる、新規登録、サーベイランス及び再認証登録の手続きから適用されます（新しく発行される資格証の有効期間開始が2024年06月01日付以前は旧料金が適用されます）。

#### 《現制度：2023年度まで》

新規登録料	7,000 円（税抜）〔認証日は受験月の3ヵ月後の1日〕
適格性証明書 有効期間（登録期間）	1年（下記サーベイランスを2回実施：最長3年の登録期間）
サーベイランス（継続手続き）	当協会から有効期間満了前40日以内に送付した申請書類による、1年間の業務従事証明の確認
サーベイランス料	押印対応：500 円（税抜）、再発行：1,000 円（税抜）
再認証審査	上級実技試験による。但し、認定番号は変更となり、認定日は受験日の3ヵ月後の1日付けとする
再認証審査料	上級実技試験〔1種目〕：12,000 円（税抜）
再認証登録料	2,000 円（税抜）

#### 《新制度：2024年度以降》

新規登録料	8,000 円（税抜）〔認証日は受験月の3ヵ月後の1日〕
適格性証明書 有効期間（登録期間）	1年（下記サーベイランスを2回実施：最長3年の登録期間）
サーベイランス（継続手続き）	当協会から有効期間満了前40日以内に送付した申請書類による、1年間の業務従事証明の確認
サーベイランス料	2,000 円（税抜）※後述プラスチックカード化に伴い、押印対応は廃止
再認証審査	実技試験による。但し、認定番号は変更となり、認定日は受験日の3ヵ月後の1日付けとする
再認証審査料	実技試験〔1種目〕：14,000 円（税抜）
再認証登録料	3,000 円（税抜）

### 4. 適格性証明書（資格証）のプラスチックカード化について

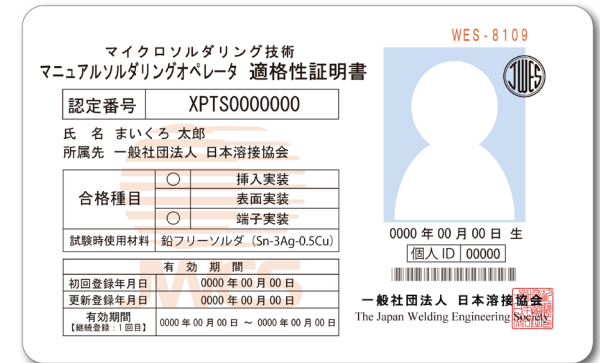
#### 【改正内容】

・当制度での資格証は、専用台紙をフィルムで加工した【パウチカード】を採用していましたが、今回の改正において【プラスチックカード】化を図ります。新しく発行される資格証の有効期間開始が2024年07月01日付となる、新規登録、サーベイランス及び再認証登録の手続きから順次対応となります（新しく発行される資格証の有効期間開始が2024年06月01日付以前は、旧料金を適用の上、パウチカードでの発行となりますが、資格の有効性に相違はございません）。  
 なお、本改正に伴って継続申請時に資格証（パウチカード）裏面に有効期間を印字する手続き方法は廃止となり、一律資格証の再発行手続きとなります。

・上記資格証のプラスチックカード化に伴って、評価試験の合格によって認められた「知識及び能力」、「試験時使用材料」が資格証に明記されるようになります。新資格証（例示：マニュアル溶ダリングオペレータ適格性証明書）のイメージ画像を右面に添付致しますので、ご参照願います。

※右図は現状での資格証イメージ図となっておりますため、実際に導入された場合にはレイアウトや一部表現などが異なる場合がございます

適  
格  
性  
証  
明  
書  
表  
面



適  
格  
性  
証  
明  
書  
裏  
面

